

平成26年5月29日

大阪労働局

大阪労働局労働基準部労災補償課における 地方労災医員等の住所の漏えいについて

大阪労働局（局長 中沖 剛）は、労働基準部労災補償課（課長 東 幸宏）における地方労災医員等の住所の漏えいについて、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じたので、概要をお知らせします。

1 概要

大阪労働局労働基準部労災補償課（以下「労災補償課」という。）において、地方労災医員名簿（以下「局医名簿」という。）及び労災協力医名簿（以下「協力医名簿」という。）の行政文書開示請求に基づく開示において、不開示とすべき住所を記載した名簿を送付したものの。

2 事実経過

- (1) 平成25年8月21日、開示請求人A氏（以下「A氏」という。）より平成22年4月から平成25年4月の局医名簿及び協力医名簿の行政文書開示請求を受理。
- (2) 同年9月20日付けで開示決定（以下「当初開示」という。）し、9月27日、開示対象文書の写しを送付。
- (3) 同年12月27日、地方労災医員B氏から、A氏が所属する団体のホームページに掲載されている局医名簿において、地方労災医員等の住所が公開されているとの連絡があり、確認したところ、当初開示において、本来、不開示とすべき住所を表示した状態の名簿を送付したことが判明。
- (4) 同日、A氏に連絡し、当初開示に誤りがあったことについて謝罪するとともに、後日、変更決定通知書等を送付することを説明し、現在公開されている名簿を削除するよう依頼したところ、同日、ホームページに掲載させていた名簿が削除された。
- (5) 平成26年1月6日付けで変更決定し、同日、変更決定通知書並びに住所を不開示処理した局医名簿及び協力医名簿をA氏あてに送付した。なお、当初開示した名簿についてはA氏から返送された。
- (6) 開示対象となった全医員（地方労災医員39名、労災協力医18名）に対し、平成26年1月9日～平成26年3月28日の間、経過を説明の上、謝罪し了解を得た。

3 再発防止策

労災補償課で課内会議を開き、担当者は決裁作成時に添付書類を精査したうえで起案文書を作成すること、決裁者は添付書類の整合性を確認すること、をそれぞれ徹底するよう指示した。

また、労働基準部内の会議の場で部長から各所属長に対して、所属職員へ同様の処理を徹

底させるよう指示した。

担当：大阪労働局労働基準部労災補償課
電話：06-6949-6507（代表）